

首都大学東京 法科大学院  
平成25年度 2年履修課程

憲法・民法・刑法 試験問題  
(平成24年11月3日実施)

試験時間 午前10時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、① 2012年度法科大学院全国統一適性試験受験票及び②本学受験票を置いてください。(①と②の両方が必要です。  
机上には、上記受験票、筆記用具、時計及び眼鏡以外の物を置くことはできません。
- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります。机上に置ける筆記用具はこれだけです。これ以外の筆記用具を用いた場合は0点として採点します。消しゴム等で消すことのできるインクや2色(又は複数色)のボールペン等の使用は禁止します。  
なお、マーカー、修正液及び定規等の使用も認めません。
- (3) 携帯電話又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って、鞆等の中にしまってください。それらを時計として用いることはできません。
- (4) 耳栓、イヤホン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は一切禁止します。ペットボトル等を持っている場合には必ず鞆等にしまい、机の上等に置くことはしないでください。
- (6) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (7) この問題冊子は表紙を含めて4頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (8) 答案用紙の所定の欄に、受験番号及び氏名を必ず記入してください。  
なお、所定の欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (9) 答案用紙は、各科目1枚(両面記載)のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。
- (10) 「法科大学院試験六法」は各試験時間終了時に回収しますので、書き込んだり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (11) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。
- (12) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁じます。緊急の場合や気分が悪くなった場合等には手を挙げてください。  
なお、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。

## 憲法 問題

Y県は、県内に2万を超える灌漑(かんがい)用の貯水池を有している。台風等でこれが決壊し毎年複数の災害が発生しているため、これを軽減あるいは緩和させるために、「灌漑用貯水池保全条例」(以下「条例」)を制定した。条例は、「灌漑用貯水池(以下「貯水池」)の決壊、破損等による災害を未然に防止するために、貯水池の管理に関する必要な事項を定める」(1条)ことを目的とし、5条では、禁止事項として以下の行為を列挙している。

「1号 貯水池の流水の妨げとなる行為 2号 貯水池の堤とうに竹木若しくは農作物を栽培し、又は建物その他の工作物を設置する行為 3号 前各号にかかげるものの外、ため池の決壊又は決壊の原因となる行為」。そして、8条で、「5条に定める行為をしたものは20万円以下の罰金に処する」として、違反者に刑事罰を科している。

Xは貯水池を複数所有し、先祖代々、貯水池の周りで大豆等の農作物を栽培しており、農協にその収穫の一部をおろして、現金収入を得ていた。これまでどおり貯水池の堤とうで耕作をし続けたところ、条例違反で起訴された。

本件における憲法問題を論ぜよ。なおこの条例の刑罰規定に憲法上は問題ないものとする。

## 民法 問題

Aは、最近、デパートで高級腕時計甲（購入価格80万円）を購入したが、これを知ったBから甲を売ってくれと申し込まれた。そこで、Aは、Bに甲を40万円で売ることにし、代金40万円と引換えに甲をBに引き渡した（以下、この売買を「A・B間売買契約」という。）。その後、Bは、甲をCに60万円で売り（以下、この売買を「B・C間売買契約」という。）、Cから60万円を受け取ったが、その際、Bは、Cに対し、「申し訳ないが甲を1週間だけ貸してほしい。」と言ったところ、Cは、1週間だけなら甲を貸してもよいと考えこれを承諾した。そこで、Bは、甲をCに引き渡すことなくそのまま占有を続けた。他方、Aは、Bに対し、Aが甲をBに売ったのはBから強迫されたことによるものであるとの理由でA・B間売買契約を取り消す旨の意思表示をし、Bに甲の返還を求めた。これに対し、Bは、甲は既にCに売ってしまっているので、返還することはできないと言って甲の返還を拒絶し、現在もBが甲を占有している。実際、A・B間売買契約は、Bの強迫によるものであった。

上記の事実関係を下に、AによるA・B間売買契約の取消しの意思表示がB・C間売買契約の前であった場合（ケース1）と、AによるA・B間売買契約の取消しの意思表示がB・C間売買契約の後であった場合（ケース2）とに分けて、甲の所有権の帰属について論ぜよ。

## 刑法 問題

以前、スナックαに勤務したことがある甲女は、生活費に窮し、スナックαの経営者A女から金品を得ようと企て、長男B（12歳、中学1年生）に対し、「うちにはお金がないから、スナックαに行って、モデルガンでA女を脅してお金を取ってきてちょうだい。」と申し向け、モデルガンと変装用の覆面をBに渡した。最初Bは、そんなことをするのは嫌だと言ったが、甲が、「私の言うことが聞けないの。」と強い調子でしかりつけたため、Bは、たしかに金がなければ困ると思い、徒歩15分ほどのところにあるスナックαに向かった。Bは、覆面をした上で、裏口から店内に入り、店内に1人でいたA女に対し、モデルガンを突きつけ、「表のシャッターを降ろせ。言うとおりにすれば殺さない。」と申し向け、A女をトイレに閉じ込めた。その上で、Bは、レジから40万円を取り出し、これを持って裏口から逃走し、自宅に戻って40万円すべてを甲に渡した。

甲の罪責について論ぜよ。